

証拠説明書

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成27年9月15日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

(甲E号証)

甲E号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
72	平成24年度 浜岡原子力発電所の原子力災害に係る避難時間推計業務 報告書	三菱重工業株式会社	平成26年3月	写し	全体		避難計画不備	静岡県が委託して行った避難シミュレーション。地震被害を想定すれば、避難計画を策定することは不可能であることが示された。		
					25頁		避難計画不備	このシミュレーションが、津波以外の原因による道路の障害・閉鎖を一切考慮していない点で致命的欠陥を有すること(25頁)。 原発に被害が発生するような事態は、プレート境界型の大地震による場合がもっとも考えられるところであり、このシミュレーションにおいても、「内陸部の被害については、以下の被害が考えられる。家屋倒壊などによる道路閉塞、都市火災などの発生による通行不能、道路損傷(路肩被害、斜面崩壊、局所的な陥没、橋脚の落橋など)」としている。 このシミュレーションに先立つ平成25年11月に発表された静岡県の第4次地震被害想定でも、富士川断層などの地盤変化により、緊急車両の通行が可能になるまで1週間以上(甲B63・7頁)、一般車両にいたっては長期間(1ヶ月以上)幹線道路が通行止めされることを予想している。 しかし、このシミュレーションでは、「A)被害発生箇所の推定が困難であり、これを取り扱うことは避難時間推計の不確定性を増加させ、本来の避難安全上の問題の検討が困難になる、B)自然災害が起因自称となり原子力災害が発生する場合は、自然災害の発生から原子力災害の発生までに一定の時間猶予があるものと考えられ、その間に最低限の補修作業を行うことで、通行可能とすることも可能である」との理由でもって、沿岸部の津波被害を限定的に考慮することとめている。		